

令和4年8月3日
保健福祉部子ども育成課

学童保育の預かり時間延長について

1. 預かり時間延長の内容

	変更前	変更後
小学校の授業日	放課時から午後6時	放課時から午後7時
小学校の休業日	午前8時から午後6時	午前8時から午後7時

2. 延長の実施時期

令和5年4月1日から

※令和4年9月議会で学童保育所条例の改正を提案。

※令和4年度の公募対象施設から、午後7時までの開所を要件として、指定管理者及び業務委託者の公募を行う。

		学童保育所（指定管理）	学童クラブ（業務委託）
①令和4年度に公募する施設 （合計11施設）		三池、高取、中友、みなと、 白川、銀水、吉野、大正	倉永、駛馬、吉野
②令和5年度以降に 公募する施設 （合計8施設）	R7年度	羽山台	平原、天の原
	R8年度	手鎌、明治	天領、大牟田中央、手鎌

②の8施設については指定管理者及び業務委託者と協議を行い、令和5年4月1日以降、順次延長を実施する予定。

3. 利用料について

預かり時間の延長に伴う利用料の追加は行わない。

（現在の利用料で午後7時までの預かりを可能とする。）